

## IV 定期検査及び立入検査

取引や証明に使用する特定計量器が正確かつ適正かを確認するため、定期的に検査（定期検査）を行っている。また、計量器を使用している商店、事業場等に立ち入り、使用状態や商品の量目が適正であるかの検査（立入検査）も実施している。

なお、特定市（新潟市、長岡市、上越市）については、定期検査は市で、立入検査は県と市が協議して実施している。

### 1 特定計量器の定期検査

質量計（はかり）は2年ごとに定期検査を行っている。この業務は（一社）新潟県計量協会に委託して実施している。

令和6年度の集合検査は5月から10月に、阿賀町、阿賀野市、胎内市、五泉市、聖籠町、南魚沼市、新発田市、加茂市、魚沼市、湯沢町、関川村、村上市、佐渡市、粟島浦村の9市3町2村で実施した。

なお、運搬が困難な特定計量器は、その所在場所での検査を行っている。

#### （1） 検査実績

項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	集合検査	所在場所検査	集合検査	所在場所検査	集合検査	所在場所検査
実施市町村数	9市3町2村		8市3町2村		8市3町2村	
検査日数	91	23	86	9	92	10
検査延人数	183	31	172	18	161	10
検査戸数	2,162	100	2,148	33	2,144	34
不 合 格 率 ・ 割 合	70 3.2%	3 3.0%	77 3.6%	- 0.0%	78 3.6%	- 0.0%
検査 個 数	6,280 (4,512)	200 (200)	6,561 (4,532)	42 (42)	6,131 (4,532)	51 (51)
不 合 格 率 ・ 割 合	79 1.3%	3 1.5%	94 1.4%	- 0.0%	88 1.4%	- 0.0%

（注）（ ）はおもり等を除いた数。

質量計の定期検査は2年に1回の検査であり、令和4年度と令和6年度が同一地区の検査。

(2) 器種別検査成績(令和6年度)

種 類	ひょう量又は 感量の比	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 内 訳					
				器差 (+)	器差 (-)	感じ	四隅	構造	その他
手 動 天 び ん	1万分の1以上	-	-	-	-	-	-	-	-
棒 は か り		8	-	-	-	-	-	-	-
等 比 皿 手 動 は か り		7	-	-	-	-	-	-	-
不 等 比 皿 手 動 は か り		59	1	-	-	-	-	1	-
台 手 動 は か り	100kg以下	145	3	1	-	2	-	-	-
	250kg以下	99	1	-	-	-	-	-	1
	500kg以下	1	-	-	-	-	-	-	-
	1t以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	2t以下	-	-	-	-	-	-	-	-
指 示 は か り (直線目盛のみ)		15	-	-	-	-	-	-	-
指 示 は か り (直線目盛以外の目盛)	100kg以下	1,920	18	7	5	-	2	4	-
	250kg以下	17	1	-	-	-	-	1	-
	500kg以下	1	-	-	-	-	-	-	-
手 動 指 示 併 用 は か り	100kg以下	14	-	-	-	-	-	-	-
	250kg以下	-	-	-	-	-	-	-	-
電 気 式 は か り	100kg以下・1万分の1以上	1,582	48	9	30	-	1	5	3
	100kg以下・1万分の1未満	104	-	-	-	-	-	-	-
	250kg以下	587	16	4	11	-	1	-	-
	500kg以下	24	-	-	-	-	-	-	-
	1t以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	2t以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	5t以下	-	-	-	-	-	-	-	-
皮 革 面 積 計		-	-	-	-	-	-	-	-
小 計		4,583	88	21	46	2	4	11	4
分 銅		121	-	-	-	-	-	-	-
お も り		8	-	-	-	-	-	-	-
定 量 増 お も り		1,470	-	-	-	-	-	-	-
小 計		1,599	-	-	-	-	-	-	-
合 計		6,182	88	21	46	2	4	11	4

## 2 定期検査に代わる計量士による検査

特定計量器を使用する事業所が計量士による検査を受け、その結果を県に届け出た場合、県の定期検査は免除される。

届出事業所数	350	届出計量器数	1,811
--------	-----	--------	-------

届出計量器の内訳（令和6年度）

種 類	検査個数	不合格個数
手 動 天 び ん	-	-
等 比 皿 手 動 は かり	-	-
不 等 比 皿 手 動 は かり	-	-
台 手 動 は かり	41	1
指 示 は かり (直線目盛のみ)	16	-
指 示 は かり (直線目盛以外の目盛)	144	1
手 動 指 示 併 用 は かり	3	-
電 気 式 は かり	1,390	20
小 計	1,594	22
分 銅	5	-
お も り	-	-
定 量 増 お も り	212	-
小 計	217	-
合 計	1,811	22

## 3 計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器が正確かつ適正かを確認するため、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに県による検査を受けなければならない。

検査成績表（令和6年度）

種 類	検査個数	不合格個数
PH計   指 示 部	13	-
騒 音 計	19	-
化学発光式窒素酸化物濃度計	2	-
磁気式酸素濃度計	1	-
ジルコニア式酸素濃度計	1	-
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	2	-
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	0	-
振 動 レ ベ ル 計	7	-
計	45	0

## 4 計量証明検査に代わる計量士による検査

計量証明に使用する特定計量器が計量士による検査を受け、その結果を県に届け出た場合、県の計量証明検査は免除される。

届出事業所数	53	届出計量器数	55
--------	----	--------	----

### 届出計量器の内訳（令和6年度）

種 類		能 力	検査個数	不合格個数
質量計	手 動 は か り		-	-
	電 気 抵 抗 線 式 は か り	3kg~60t	55	-
	定 量 増 お も り		-	-
計			55	-

## 5 立 入 検 査

計量の正否は県民の生活や経済に重大な影響を及ぼすため、従来から計量関係事業者や店舗、営業所等に随時立ち入り、計量器、計量器検査設備、商品の量目、帳簿書類等の検査を実施している。さらに近年では、特に消費者保護の観点から、日常消費生活物資の量目についても重点的に立入検査を行っている。

### (1) 対象別実施状況（令和6年度）

種 類		対 象 者	実施箇所数	執行日数	執行職員数
商品量目	前 期	生産者、スーパー、一般商店	14	4	8
	後 期	生産者、スーパー、一般商店	22	7	14
	随 時	生産者、スーパー、一般商店	-	-	-
	液 化 石 油 ガ ス	液化石油ガス充填所	4	2	4
計 量 器	質 量 計	生産者、スーパー、一般商店、 液化石油ガス充填所	40	13	26
	ガスメーター(都市ガス用)	ガ ス 供 給 事 業 者	-	-	-
	ガスメーター(石油ガス用)	石 油 ガ ス 事 業 者	8	4	8
	水 道 メ ー タ ー	水 道 供 給 事 業 者	3	3	6
	液化石油ガスメーター	液 化 石 油 ガ ス ス タ ン ド	-	-	-
	燃 料 油 メ ー タ ー	ガ ソ リ ン ス タ ン ド	10	2	3
	タ ク シ ー メ ー タ ー	タ ク シ ー 事 業 所	7	3	6
合 計 (延)			108	38	75

※食品類及び質量計・燃料油メーター・タクシーメーターの実施箇所数は、店舗の廃業確認を含む。

## (2) 商品量目の立入検査

商品が活発に流通する前期（6～8月）及び後期（10～12月）には全国一斉に量目の立入検査を行い、暖房用燃料の需要期には液化石油ガス（プロパンガス）の量目検査を実施するほか、必要に応じて随時の検査も行っている。

### ① 実施区域

燕市ほか7市町村

### ② 検査成績の概要

検査数36戸のうち量目に過不足があったものは7戸（19.4%）で、令和5年度より8.6ポイント増加している。（令和5年度検査数37戸のうち量目に過不足があったものは4戸（10.8%））  
また、検査個数873個に対して量目に過不足があったものは12個（1.4%）で、令和5年度より0.6ポイント減少している。（令和5年度、検査個数980個に対して量目に過不足があったものは20個（2.0%））

### ③ 過不足に対する処置

量目に過不足があったものは、再計量などの指導を行った。

※検査戸数は、店舗の廃業確認を含まない。

### 商品別検査成績（令和6年度）

商 品	正味量表記商品			
	検査個数	超過個数	量目公差内個数	不足個数
根 菜 類	105	-	102	3
葉 茎 菜 類	2	-	2	-
果 菜 類	98	-	98	-
き の こ 類	5	-	2	3
香 辛 野 菜 及 び つ ま も の 類	30	-	29	1
果 実 類	15	-	15	-
食 肉 類	178	-	176	2
鮮 魚 類	91	-	91	-
魚 卵 類	17	-	17	-
貝 類	3	-	3	-
い か ・ た こ 類	13	-	13	-
か に ・ え び 類	10	-	10	-
魚介類の加工品	58	-	58	-
海 藻 類	8	-	8	-
その他の調理食品	209	-	209	-
液 化 石 油 ガ ス	31	3	28	-
合 計	873	3	861	9

#### 正確計量努力商品（法第10条第1項）

検 査 戸 数	0
量目公差内戸数	0 (0.0%)
過 不 足 戸 数	0 (0.0%)

検 査 個 数	0
量目公差内個数	0 (0.0%)
過 不 足 個 数	0 (0.0%)

#### 正確計量義務商品（法第12条第1項）

検 査 戸 数	36
量目公差内戸数	29 (80.6%)
過 不 足 戸 数	7 (19.4%)
その他(対象商品なし)	0 (0.0%)

検 査 個 数	873
量目公差内個数	861 (98.6%)
過 不 足 個 数	12 (1.4%)

#### 密封表記義務商品（法第13条第1項）

検 査 戸 数	0
量目公差内戸数	0 (0.0%)
過 不 足 戸 数	0 (0.0%)
その他(対象商品なし)	0 (0.0%)

検 査 個 数	0
量目公差内個数	0 (0.0%)
過 不 足 個 数	0 (0.0%)

### (3) 質量計の立入検査

生産者、スーパー、一般商店及び液化石油ガス充填所に立ち入り、商品量目の検査と併せて計量器の検査を行い、不良計量器や不適正な使用方法の是正を図っている。

① 実施区域

燕市ほか7市町村

② 検査成績の概要

計量器が水平でないなど、計量器の使用方法が不良の数は検査数39戸に対し13戸で、全体の33.3%であった。計量器数では118個に対し18個が不良で、不良率は15.3%であった。

③ 不良に対する処置

計量器が水平でないなど使用方法が不適切な場合は、正しい使用方法について指導を行った。

定期検査受検もれの場合は直ちに受検させるとともに、計量器の管理方法について指導を行った。

※検査戸数は、店舗の廃業確認を含まない。

#### 質量計立入検査実績

検査戸数	不良戸数	不良戸数のうち 不合格戸数	不良戸数率
39	13	0	33.3%

#### 質量計立入検査成績

種類		皿手動 はかり	台手動 はかり	指 示 はかり	光電式 はかり	電気抵 抗線式	自 動 はかり	誘電式 はかり	電磁式 はかり	おもり	計
成 績	検査個数	-	7	1	-	107	3	-	-	-	118
	不良個数	-	-	-	-	18	-	-	-	-	18
	不良個数のうち 不合格個数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不良個数率(%)	-	0%	0%	-	16.8%	0%	-	-	-	15.3%
不 良 理 由 別	消印のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭用計量器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	検定証印なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	定期検査	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3
	水平状態	-	-	-	-	13	-	-	-	-	13
	零点調整	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3
	据付	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
	使用範囲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	構造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	21	-	-	-	-	21	

(注) 1台の計量器で複数の不良理由があるため、不良個数と不良理由別個数は一致しない場合がある。

#### (4) 体積計、タクシメーターの立入検査

ガスメーター（都市ガス用 10 年、石油ガス用 7 年又は 10 年）、水道メーター（8 年）、燃料油メーター（5 年又は 7 年）、液化石油ガスメーター（4 年）及びタクシメーター（1 年）は、検定の有効期間（カッコ内）が定められており、定期検査の対象となっていない。このため、随時立入検査を実施し、有効期間切れや検定証印の脱落などの不正使用を防止するとともに適正使用についての指導を行っている。

##### ① 実施区域

種 別	実 施 市 町 村 名
ガスメーター （石油ガス用）	村上町、南魚沼市
水道メーター	関川村、小千谷市、妙高市
燃料油メーター	村上市、新発田市、阿賀野市、燕市、見附市、柏崎市
タクシメーター	魚沼市、南魚沼市

##### ② 検査の概況

種 別	検 査 の 概 要
ガスメーター （石油ガス用）	過去の検査成績等を踏まえ、一定周期ごとに事業所を選定し、管理状況やメーターの検査を実施した。
水道メーター	水道事業者に対し、周期的に立入検査を実施している。
燃料油メーター	当所の管理台帳により、有効期間切れと思われる器物を所有している事業所を優先的に立入検査した。
タクシメーター	過去の検査成績等を踏まえ、一定周期ごとに事業所を選定し、管理状況やメーターの検査を実施した。

##### ③ 不良計量器に対する措置

令和 6 年度は不合格の計量器なし。※不合格の計量器があった場合は、早急に修理又は交換が必要であることを説明し、引き続き計量器を適正に管理・使用していくよう指導を行う。

### 体積計、タクシメーターの立入検査成績

器 種	台 帳 検 査			現 物 検 査			不 合 格 理 由
	検 個	査 数	不 適 正 数 不 適 正 率 (%)	検 個	査 数	不 合 格 数 不 合 格 率 (%)	
ガスメーター (都市ガス用)	-	-	-	-	-	-	
ガスメーター (石油ガス用)	5,662	-	-	134	-	-	
水道メーター	29,166	-	-	90	-	-	
水道メーター (子メーター)	/			-	-	-	
燃料油メーター	/			16	-	-	
液化石油ガスメーター	/			-	-	-	
タクシメーター	/			17	-	-	
合 計	34,828	0	-	257	0	-	

### (5) 違反者の措置状況

種 別		検査戸数	違反者数	比率(%)	注意書交付 現場指導	文書による 改善指導	呼び出し 答 申 書
商 品 量 目	前 期	12	2	16.7	2	-	-
	後 期	20	4	20.0	3	1	-
	随 時	-	-	-	-	-	-
液 化 石 油 ガ ス		4	-	-	-	-	-
計 量 器	質 量 計	39	13	33.3	13	-	-
	ガスメーター(都市ガス用)	-	-	-	-	-	-
	ガスメーター(石油ガス用)	8	-	-	-	-	-
	水 道 メ ー タ ー	3	-	-	-	-	-
	燃 料 油 メ ー タ ー	10	-	-	-	-	-
	液化石油ガスメーター	-	-	-	-	-	-
	タクシメーター	7	-	-	-	-	-
合 計 (延)	103	19	18.4	18	1	-	

## (6) 製造事業者等立入検査

### ① 指定製造事業者

指定製造事業者に対し、立入検査を実施している。

指定製造事業の区分	実施内容	検査日数	検査人員	検査結果
質量計 1 類	全般検査	1	4	適合

### ② 製造・修理事業者

特定計量器の製造・修理事業者に対し、届出内容の確認、修理品の検査状況、検査設備の管理状況及び検査規程の適否について、必要に応じて立入検査を実施している。

検査実施事業者数	検査日数	検査人員	改善・指導内容
0	0	0	※令和 6 年度は実施せず。

## (7) 適正計量管理事業所計量管理実施状況調査

適正計量管理事業所に対し、管理水準の維持向上と法の遵守を図るため、原則として 5 年ごとに調査を実施している。

### ① 調査項目

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所における計量管理実施の組織</li><li>・ 基準器及び検査設備の状況</li><li>・ 使用計量器の管理状況及び検査状況</li><li>・ 計量士による指導・教育の状況</li><li>・ その他</li></ul>
---

### ② 実施状況

検査実施事業者数	検査日数	検査人員	改善・指導内容
5	5	10	記載事項変更届の提出等

## (8) 環境計量証明事業者立入検査

環境計量証明事業者に対し、原則として 3 年ごとに立入検査を実施している。

### ① 調査項目

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令上規定されている事項の変更の有無</li><li>・ 事業規程に関する事項及び実施状況</li><li>・ 基準書の作成状況</li><li>・ その他</li></ul>
--

### ② 実施状況

検査実施事業者数	検査日数	検査人員	改善・指導内容
7	7	28	記載事項変更届の提出、設備台帳等の整備